

# 滋賀医科大学医学部附属病院放射線障害予防規程

平成16年 4月 1日制定

令和 元年 7月 16日改正

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I法」という。）第21条第1項の規定及びその他の関係法令の定めるところに従い、滋賀医科大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）における放射性同位元素等の取扱い等を規制することにより、放射線障害を防止し、もって附属病院内外の安全を確保するとともに、附属病院職員等の健康を保持することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程は、R I法第21条に規定する放射線障害予防規程である。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素等とは、R I法で定められた放射性同位元素、放射線を発生する装置、機器及び放射性同位元素装備機器をいう。
- (2) 放射線取扱業務とは、R I法で定められた放射性同位元素、放射線を発生する装置の取扱い及び管理又はこれに付随する業務をいう。
- (3) 施設の長とは、滋賀医科大学医学部附属病院長をいう。
- (4) 放射線業務従事者とは、放射線取扱業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入る者をいう。
- (5) 一時立入者とは、装置の点検作業等を行う目的で、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。
- (6) 介助者とは、患者搬送や処置等の目的で、管理区域に一時的に立ち入る医師及び看護師等の医療従事者並びに患者家族をいう。
- (7) 見学者とは、医師、看護師、診療放射線技師等の臨床実習の目的で、放射線業務従事者の監督の下、管理区域に立ち入る者をいう。

(規程等の制定)

**第3条** この規程に定める事項の実施について必要な事項は、次の各号の規程等に定めるものとする。

- (1) 滋賀医科大学医学部附属病院放射線安全委員会規程（以下「安全委員会規程」という。）
- (2) 滋賀医科大学医学部附属病院放射線障害防止運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）

(遵守等の義務)

**第4条** 第12条に規定する管理区域責任者、放射線業務従事者、一時立入者、介助者及び見学者は、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)が放射線障害防止のために行う指示を遵守しなければならない。

## 第2章 管理組織

(安全管理組織)

**第5条** 附属病院における放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱いに従事する者及び取扱いの安全管理を行う組織は、別図1に示すとおりとする。

(放射線取扱主任者)

**第6条** 放射性同位元素等の取扱い及び放射線障害の防止について指導、監督を行わせるため、次に掲げる附属病院内施設を対象にR I法第34条に規定する放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を置く。

- (1) 高エネルギー放射線治療施設
- (2) 密封小線源永久刺入治療室
- 2 主任者は、R I法第34条に規定する放射線取扱主任者の資格を有する本学職員のうちから学長が選任する。ただし、選任に必要な手続きは、運用マニュアルに定める。
- 3 選任された主任者は、R I法に定められた定期講習を受講しなければならない。
- 4 主任者は、放射線業務従事者が関係法令若しくは放射線障害予防規程等に著しく違反し、又は放射線取扱業務を遂行する能力に著しく欠けると判断した場合は、当該放射線業務従事者の業務を制限又は停止を学長に勧告することができる。ただし、勧告に必要な手続きは運用マニュアルに定める。

(主任者の職務等)

**第7条** 主任者は、放射線障害防止のために、次の業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持及び管理の状況、放射性同位元素等の使用状況、健康診断記録及びその他の関連記録類の調査及び点検
- (2) 管理区域責任者への施設点検の指示及び指導
- (3) 事故又は災害時の管理区域責任者への施設点検に対する指示及び指導
- (4) 事故又は災害時の対応及び原因調査等への参画
- (5) 教育訓練及び健康診断の計画等に対する指示及び指導
- (6) 附属病院放射線管理状況報告書の作成
- (7) 放射線障害予防規程及び運用マニュアルの制定及び改廃への参画
- (8) 法令に基づく申請、届出、報告の確認及び審査
- (9) R I法第43条の2の規定に基づく立入検査の立会い
- (10) 施設の長への放射線障害防止上必要となる処置についての意見具申
- (11) 放射線業務従事者の監督及び指導

(12) 附属病院放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）の開催要求

(13) その他放射線障害防止に関する必要事項

（代理者の選任）

**第8条** 学長は、主任者が旅行、病気、その他の事由により、その職務を行うことができない場合は、放射線取扱主任者の資格を有する附属病院の常勤職員から主任者の代理者を選任し、その期間中その職務を代行させるものとする。

2 主任者は、不在となることがあらかじめわかっている場合は、その旨を施設の長に報告するとともに、代理者を推薦し、学長がこれを任命する。ただし、主任者が急遽不在となる場合は、診療放射線技師長又は管理区域責任者が代理者の推薦を行う。

3 主任者が30日以上職務を行えない場合は、学長は原子力規制委員会に代理者を主任者とする届出をしなければならない。また、主任者を解任した場合は、解任の届出を行わなければならない。

4 代理者が主任者の職務を代行する場合は、主任者と同等の権限を有するものとする。

5 その他代理者の選任について必要な事項は別に定める。

（学長の職務）

**第9条** 学長は、附属病院を含む滋賀医科大学における放射線安全取扱の維持、管理を統括するものとする。

2 学長は、放射線障害の防止及び施設の維持、管理に関して施設の長からの提案及び助言を尊重しなければならない。

3 学長は、施設の長に対して、放射線障害の防止及び施設の維持、管理に関して報告のあった事項について、適切な措置を講じさせなければならない。

4 学長は、附属病院放射線管理状況報告書を確認し、原子力規制委員会に報告しなければならない。

（施設の長の職務）

**第10条** 施設の長は、施設の維持、管理を統括するものとする。

2 施設の長は、放射線障害の防止及び施設の維持、管理に関して主任者の助言並びに安全委員会の審議結果を尊重し、適切な措置を講ずることとする。

3 施設の長は、主任者から報告のあった事項について、必要があると認める場合には、安全委員会を開催し、その事項について解決に努めるものとする。また、審議結果について学長に報告するものとする。

（安全委員会）

**第11条** 放射線障害の防止に関する重要事項を審議し、及びその適切な実施を期するため、安全委員会を置く。

2 安全委員会に関し、必要な事項は、安全委員会規程に定める。

（管理区域責任者）

**第12条** 管理区域を直接監督するものとして、次に掲げる附属病院内施設ごとに管理区

域責任者を置く。

- (1) 高エネルギー放射線治療施設：放射線治療部門主任診療放射線技師
  - (2) 密封小線源永久刺入治療室：放射線治療部門主任診療放射線技師
- 2 管理区域責任者は、主任者が任命する。
  - 3 管理区域責任者は、主任者の命を受け、担当の施設区分の維持、管理の状況、放射性同位元素等の使用状況等について運用マニュアルに掲げる点検項目により、6月を超えない期間ごとに年2回以上の点検を実施し、その実施状況及び措置の内容を記帳しなければならない。
  - 4 管理区域責任者は、前項の点検結果を主任者に報告しなければならない。  
(管理区域責任者の職務)

**第13条** 管理区域責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退出、放射線被ばく及び放射性汚染の管理
- (2) 管理区域内外の放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定及び自主点検の実施
- (3) 放射線測定機器の保守管理
- (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
- (5) 放射性廃棄物の保管管理及び処理
- (6) 前各号の記帳・記録の管理
- (7) 前号の結果の主任者への報告
- (8) その他放射線障害防止に関し必要な業務  
(放射線業務従事者の登録)

**第14条** 放射線業務従事者として登録しようとする者は、あらかじめ本人が所属長の承認を得たうえで、主任者に対し、所定の様式により登録の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、速やかに規定する教育及び訓練並びに健康診断を受けなければならない。
- 3 主任者は、前項の健康診断により可とされた者で、かつ教育及び訓練を受けた者に限り、安全委員会の承認を得たうえで放射線業務従事者として登録するものとする。
- 4 前項の登録は、当該年度内に限り有効とし、引き続き放射線業務従事者となる必要のある者は、当該年度の末日までに、所属長の承認を得たうえで主任者に対し登録の更新を申請しなければならない。
- 5 主任者は、前項の申請をした者の健康診断により可とされた者で、かつ教育及び訓練を受けた者に限り、安全委員会の承認を得て登録の更新をすることとする。
- 6 第3項又は第5項の登録が行われていない者は、放射線取扱業務に従事し、又は管理区域に立入ってはならない。ただし、装置の点検・修理、患者介助、見学等の目的で、管理区域責任者の許可を受けて管理区域に一時的に立入る者はこの限りでない。
- 7 前項の規定にかかわらず、附属病院以外の者が放射性同位元素等の放射線取扱業務

に従事する場合、管理区域責任者は、本務先において必要な健康診断並びに教育及び訓練を受けていることを確認し、主任者に報告しなければならない。

- 8 第1項及び第4項の登録申請書並びに第6項の登録簿の様式は、別に定める。
- 9 施設の長は、放射線業務従事者が関係法令、放射線障害予防規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は放射線取扱業務を行う能力に欠けると認められる場合は、当該放射線業務従事者の放射線取扱業務を制限し、又は登録を取り消すことができる。

(放射線業務従事者の職務)

**第15条** 放射線業務従事者は、次の業務を行うこととする。

- (1) 高エネルギー放射線治療施設での加速器を用いた診療業務
- (2) 密封小線源永久刺入治療室での放射性同位元素を用いた診療業務
- (3) 高エネルギー放射線治療施設及び密封小線源永久刺入治療室での介助業務
- (4) その他放射線業務に関すること

### 第3章 管理区域等

(管理区域の設定等)

**第16条** 施設の長は、放射線障害防止のため、R I 法施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第1条第1項第1号に定める施設を管理区域と設定する。

- 2 管理区域責任者は、放射線発生装置若しくは放射性同位元素等を使用し、若しくは設置する施設(以下「使用施設」という。)、放射性同位元素を貯蔵する施設(以下「貯蔵施設」という。)又は放射性同位元素及び放射性汚染物を廃棄する施設(以下「廃棄施設」という。)の新設又は改廃をしようとする場合は、あらかじめその計画について主任者に報告しなければならない。
- 3 主任者は、前項の報告を受けた場合は、安全委員会を経て必要な手続きを行うこととする。
- 4 学長は、第2項に定める設置又は改廃については、あらかじめ原子力規制委員会に届出を行うものとする。
- 5 管理区域責任者は、次に定める者以外を管理区域に立ち入らせてはならない。
  - (1) 放射線業務従事者として登録された者
  - (2) 一時立入者
  - (3) 介助者のうち管理区域責任者が許可した者
  - (4) 見学者のうち管理区域責任者が許可した者
  - (5) その他管理区域責任者が必要と認めた者

(自主点検)

**第17条** 放射線障害が発生するおそれがある場所について、管理区域責任者は、次の各号に掲げる自主点検を行わなければならない。

- (1) 密封されている放射性同位元素を装備した機器の取扱施設の点検は、取扱い開始

- 前に1回、取扱い開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- (2) 放射線発生装置の使用施設の点検は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
  - (3) 3.7 ギガベクレル以下の密封されている放射性同位元素を装備した機器を固定して使用する場合は、放射性同位元素の異常の有無等の状態について6月を超えない期間ごとに1回の点検を行うこと。
- 2 管理区域責任者は、異常が発見された場合、その状況と原因を調査し、直ちに主任者に報告しなければならない。
  - 3 報告を受けた主任者は、直ちに必要な措置を講じるとともに、安全委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告し、委員長は必要に応じて安全委員会を開催しなければならない。
  - 4 第1項の点検結果は、所定の様式に記録し、主任者はこれを確認のうえ、その記録を5年間保存しなければならない。様式は別に定める。
  - 5 その他自主点検等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 放射性同位元素等の使用等

(使用)

- 第18条** 放射線業務従事者は、放射性同位元素等を使用する場合には、次の各号を厳守し、主任者又は管理区域責任者が指示する事項に従い被ばく線量をできる限り少なくするようにしなければならない。
- (1) 管理区域内の使用施設以外において使用しないこと。
  - (2) 管理区域内の施設内及び入口に掲示の注意事項を厳守のうえ入退室すること。
  - (3) 管理区域内の施設は、常に整理し、不必要な器具、什器類を持ち込まないこと。
  - (4) 管理区域内では、個人被ばく線量計を所定の部位に装着すること。
  - (5) 特に被ばくするおそれのある作業を行う場合は、適切なしゃへい壁、その他の防護物を使用するとともに、線源からの距離の確保、作業時間の短縮等の処置をとり被ばく線量をできる限り少なくするよう努めること。
  - (6) 作業中は適度に作業環境の線量率を測定すること。
  - (7) 管理区域内で飲食、化粧等放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。
  - (8) 経験の少ない者のみで作業しないこと。
  - (9) 施設区分ごとに定められた使用記録簿に所定の記録を行うこと。
  - (10) 承認された場所において行い、承認された許可使用数量及び時間を超えないこと。
- 2 放射線発生装置及び3.7 ギガベクレルを超える密封された放射性同位元素を使用する場合には、第1項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 管理区域に立入る場合には、必ず安全を確認して入退室すること。また、インターロックの場合にも常に不測の事故を考慮すること。
  - (2) 照射を行うときは、あらかじめ照射施設内に必要以外の者がいないことを確認すること。
  - (3) 照射中は、当該施設の出入口に、照射中であることを明示する標識灯を掲げること。
  - (4) 照射中及び非照射時の付近の線量率分布図を目につきやすいところに掲げ、測定のと度、掲示すること。なお、掲示場所については別に定める。
  - (5) 装置に装備されている放射性同位元素の種類及び数量検定年月日を線源容器の目につきやすい所に掲げ、変更のと度書き変えること。
- 3 3.7 ギガベクレル以下の密封された放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を使用する場合には、第1項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 放射性同位元素の種類及び数量に応じ前項各号に掲げる事項。
  - (2) 放射性同位元素の漏洩が起こらないよう正常な条件で使用すること。
  - (3) 放射性同位元素の管理を適切に行い粉失、盗難及び漏洩等の異常が起こらないよう点検すること。

(保管)

**第19条** 管理区域責任者が放射性同位元素を保管する場合には、次の各号及び主任者が指示する事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用前の放射性同位元素は、所定の貯蔵施設において保管すること。
- (2) 貯蔵施設の貯蔵能力を超えた放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- (3) 放射性同位元素の使用が終了したときは、速やかに所定の貯蔵施設に戻して保管すること。
- (4) 放射性同位元素を貯蔵施設に保管するときは、所定の様式に保管日時、保管者名、種類及び数量等を記入すること。
- (5) 貯蔵施設から放射性同位元素を持出すときは、所定の様式に持出日時、持出先、持出者氏名、種類及び数量等を記入すること。
- (6) 貯蔵施設内及び入口に掲示の注意事項を厳守のうえ、入退室すること。
- (7) 密封された放射性同位元素で機器に装備されているものは、装備された状態で保管するものとする。

(放射性同位元素の受入れ・払出し)

**第20条** 管理区域責任者は、附属病院放射線部における放射性同位元素等の受入れ及び払出しについて、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 購入した放射性同位元素等の受入れ
- (2) 他事業所からの放射性同位元素等の受入れ

- (3) 他事業所への放射性同位元素等の払出し
- 2 管理区域責任者は、主任者の指示を受けて、前項に定める放射性同位元素等の受入れ・払出しを確認し、記録しなければならない。
  - 3 主任者は、前項の承認をする場合、必ず承認上限以下であることを確認しなければならない。
  - 4 その他購入及び受入れ・払出しについて必要な事項は別に定める。

(事業所内運搬)

**第21条** 管理区域責任者は、放射性同位元素等又は放射性汚染物を事業所内において運搬する場合には、主任者の承認を受け、関係法令に適合する措置を講じることとする。

- 2 放射性同位元素等又は放射性汚染物を事業所内において運搬する場合には、主任者の指示に従い、前項に定めるもののほか、別に定める事項を厳守しなければならない。

(事業所外運搬)

**第22条** 管理区域責任者は、放射性同位元素等又は放射性汚染物を事業所外において運搬する場合又は運搬させる場合には、運搬する者又は運搬させようとする者が主任者の承認を得るとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

- 2 前項に定める運搬を行った場合は、運搬記録簿等に必要事項を記入しなければならない。

(廃棄及び保管廃棄)

**第23条** 管理区域責任者は、直線加速器の故障に伴い放射性汚染物が発生した場合は、指定業者（日本アイソトープ協会）への委託により廃棄するものとし、廃棄するまで放射化物保管廃棄設備内にて一時的に保管するものとする。

- 2 装置更新等で予め大量の放射化物の発生が予測される場合は、指定業者との事前の打ち合わせにより速やかに廃棄するものとする。
- 3 管理区域責任者は、放射化物保管廃棄設備に一時的に保管する放射化物がある場合、定期的にその数量を確認し、記録に残さなければならない。
- 4 管理区域責任者は、前項の記録について、定期的に主任者の確認を得なければならない。

## 第5章 測定等の義務

(場所の測定)

**第24条** 放射線障害が発生するおそれがある場所についての空間線量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、管理区域責任者が次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 密封されている放射性同位元素を装備した機器の取扱施設の測定は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。

- (2) 放射線発生装置の使用施設の測定は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
  - (3) 放射線の量の測定場所は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び事業所境界について行うこととし、別に定める。
  - (4) 測定の結果、放射性同位元素による汚染が発見された場合は、直ちに除染すること。除染の方法は、別に定める。
- 2 前項の測定結果は、次の各号について記録し、主任者はこれを確認のうえ、その記録を5年間保存しなければならない。
- (1) 測定日時並びに測定時の天候、気温及び気圧
  - (2) 測定場所
  - (3) 測定者及び測定立会者の氏名
  - (4) 放射線測定器の種類、名称、校正日及び校正定数
  - (5) 装置名及び装置出力
  - (6) 測定方法
  - (7) 測定結果

(個人被ばく線量の測定)

**第 25 条** 施設の長は、放射線障害が発生するおそれのある場所に立入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の有無、汚染した場合の被ばく線量に関し、次の各号に掲げる測定を行わなければならない。ただし、個人被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は胸部（女子は腹部とする。ただし、妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者を除く。）については、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量とすること。
- (3) 人体部位を「頭部及び頸部」、「胸部及び上腕部」、「腹部及び大腿部」に分けたとき、最大被ばく部位が「胸部及び上腕部」（女子は「腹部及び大腿部」とする。ただし、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を所属長に書面で申し出た者を除く。）以外の場合は、当該部位についても測定すること。
- (4) 最大被ばく部位が前号に掲げる部位以外の場合は、当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定すること。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定をすること。
- (6) 測定は、管理区域に立入る者について、管理区域に立入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立入る者であつて、放射線業務従事者でないものは、外部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのな

いときはこの限りでない。

- 2 前項の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては毎月1日を始期とする1月間とする。）及び4月1日を始期とする1年間について集計し、また、前項の測定結果から、実効線量及び等価線量を当該期間ごとに算定し、記録すること。
- 3 実効線量の測定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録すること。
  - (1) 集計年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 集計した者の氏名
  - (4) 集計対象期間
  - (5) 期間内累積実効線量
- 4 前2項の記録は、主任者がこれを確認し、その記録の写しを、その対象者に交付するものとする。
- 5 第2項、第4項及び第5項に規定する測定の記録は、学長が保管し、一定期間ごとに安全委員会が確認しなければならない。  
(教育及び訓練)

**第26条** 管理区域責任者は、第14条により、放射線業務従事者として登録の申請をした者に対し、教育及び訓練の計画を主任者に提案し、これを行なわなければならない。

- 2 教育及び訓練は、次の各号に掲げるところによる。
  - (1) 実施の時期は、次のとおりとする。
    - イ 放射線業務従事者については、初めて管理区域に立ち入る前。
    - ロ 管理区域に立ち入った後にあつては、当該立入りに係る教育及び訓練の実施日から1年以内。
    - ハ 管理区域に一時的に立ち入る者にあつては立ち入る前。
    - ニ 放射線技師学生の実習を目的として立ち入る者にあつては立ち入る前。
    - ホ 医学生又は看護学生で、見学又は患者搬送を目的として立ち入る者に対してはその都度。
  - (2) 教育及び訓練は、次に掲げる使用装置によって決定することとする。
    - イ 高エネルギー放射線治療発生装置
    - ロ 密封小線源治療装置
  - (3) 教育及び訓練の時間数は、前項に示す区分に応じて決定する。
  - (4) 前項の規定にかかわらず、項目の一部又は全部について、十分な知識及び技能を有すると安全委員会が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省

略することができる。なお、省略の認否については、別に定める。

- (5) 管理区域責任者は、当該部署に一時的に立ち入る者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な事項について、教育及び訓練が適切に実施されたかを確認し、記録しなければならない。
- (6) 管理区域責任者は、当該部署に実習を目的として立ち入る診療放射線技師学生に対して放射線障害の発生を防止するために必要な事項について教育及び訓練が適切に実施されたかを確認し、記録しなければならない。
- (7) 管理区域責任者は、教育及び訓練を実施した場合、その都度、主任者に報告することとする。
- (8) 主任者は、教育及び訓練が不適切である等の意見を得た場合は、直ちに安全委員会に報告し、適切に業務改善を行い、その結果を記録しなければならない。

(健康診断)

**第27条** 施設の長は、第14条第2項及び第5項の規定により放射線業務従事者として登録の申請又は登録の更新の申請をした者に対して、初めて管理区域に立ち入る前に、及び管理区域に立ち入った後は6月を超えない期間ごとに、産業医の健康診断を受けさせなければならない。

2 産業医は、前項に規定するもののほか、放射線業務従事者が次の各号の一に該当するとき又は主任者が必要と認めたときは、主任者の報告に基づき、遅滞なく健康診断を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って摂取したとき。
- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染又は汚染されたおそれのあるとき。
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

3 健康診断は、問診及び検査とし、次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 問診

イ 放射線の被ばく歴の有無

ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、作業内容、期間、被ばく線量、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくの状況

(2) 検査

イ 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

4 前年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5mSvを超えず、かつ当該年度の

4月1日を始期とする1年間の実効線量が5mSvを超えるおそれのない場合は、前項に規定する健康診断は省略することができる。ただし、産業医が必要と認めた場合は、健康診断を実施するものとする。

- 5 産業医は、第3項の健康診断の記録を保存し、その記録の写しを健康診断の都度、学長に提出し、その対象者に交付するものとする。
- 6 産業医は、第3項の結果を学長、施設の長及び主任者に報告しなければならない。
- 7 学長は、健康診断の実施の都度、その結果を所定の様式により所轄の労働基準監督署長に提出するものとする。

(大量の放射線を被ばく又はそのおそれがある者に対する措置)

**第28条** 大量の放射線を被ばく又はそのおそれがある者がいる場合、管理区域責任者は、直ちに主任者に報告しなければならない。

- 2 主任者は、産業医に大量の放射線を被ばく又はそのおそれがある者に対し保健指導を行わせるとともに、施設の長に報告を行い、安全委員会の開催を要請しなければならない。
- 3 施設の長は、前項の報告を受けた後、直ちに安全委員会を開催し、その原因を調査して適切な措置を検討するものとする。
- 4 施設の長は、産業医の意見及び安全委員会の検討結果に基づいて、大量の放射線を被ばく又はそのおそれがある者に対し、その程度に応じて管理区域への立入り時間の短縮、立入りの停止その他必要な措置を指導するとともに、学長に報告するものとする。
- 5 主任者は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、その程度に応じて適切な措置を講じるとともに、速やかに施設の長に報告しなければならない。

(記帳)

**第29条** 管理区域責任者は、当該施設区分ごとに放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄及び施設の点検に係る記録を行う帳簿を備えなければならない。

- 2 管理区域責任者は、教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備えなければならない。
- 3 主任者は、帳簿に所定の事項が記載されていることを確認のうえ検印するものとする。
- 4 主任者は、帳簿を毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、閉鎖後、5年間保存しなければならない。
- 5 帳簿の様式は、別に定める。
- 6 帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 受入れ及び払出しの帳簿

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素を受入れた年月日及びその相手方の氏名又は名称

- ハ 放射性同位元素の受入れに従事する者の氏名
  - (2) 使用の帳簿
    - イ 放射性同位元素の種類及び数量
    - ロ 放射線発生装置の種類
    - ハ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日, 目的, 方法及び場所
    - ニ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用者の氏名
  - (3) 保管の帳簿
    - イ 放射性同位元素の種類及び数量
    - ロ 放射性同位元素の保管の期間, 方法及び場所
    - ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
  - (4) 運搬の帳簿
    - イ 放射性同位元素等の運搬の年月日及び運搬の方法
    - ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名又は名称
  - (5) 放射性汚染物(放射化物)の保管廃棄の帳簿
    - イ 放射性同位元素の種類・数量及び線量率(学会標準による推定)
    - ロ 放射性汚染物(放射化物)の保管廃棄の年月日, 種類及び個数
    - ハ 保管廃棄状況の確認
    - ニ 放射性汚染物(放射化物)の保管廃棄及び確認に従事する者の氏名
  - (6) 施設の点検の記録
    - イ 施設の点検の実施年月日, 結果及びこれに伴う措置の内容
    - ロ 点検を行った者の氏名
  - (7) 教育及び訓練の記録
    - イ 教育及び訓練の実施年月日, 項目並びに時間数
    - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名
    - ハ 教育及び訓練の内容
- (定期報告)

- 第30条** R I 法施行規則第39条第2項に基づき, 主任者は, 施設の放射線管理状況報告書を毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について作成し, 当該期間の経過後1月以内に安全委員会の議を経て, 学長に提出しなければならない。
- 2 学長は, 前項の規定により提出を受けた放射線管理状況報告書を取りまとめて, 期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
  - 3 R I 法施行規則第39条第3項に基づき, 主任者は, 同条同項に規定する特定放射性同位元素(以下「特定放射性同位元素」という。)の輸入, 受入れ又は払出しを行ったときは, 特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書を, またR I 法施行規則第39条第3項に基づき, 廃棄を行ったときは, 特定放射性同位元素の変更等に係る報告書を作成し, 速やかに委員長を経て, 学長に提出しなければならない。
  - 4 学長は, 前項の規定により提出を受けた特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書を輸入, 受入れ, 払出し又は廃棄を行った日から15日以内に原子力規制委員会に提

出しなければならない。

- 5 R I 法施行規則第39条第4項に基づき、主任者は、第3項の規定により提出した特定放射性同位元素の内容を変更したときは、その旨及び当該放射性同位元素の内容について特定放射性同位元素の変更等に係る報告書を作成し、速やかに委員長を経て、学長に提出しなければならない。
- 6 主任者は、前項の規定により提出を受けた特定放射性同位元素の変更等に係る報告書の変更を行った日から15日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、一連の行為として受入れ又は払出しを行ったときは、第3項の報告を併せて行うことができるものとする。
- 7 R I 法施行規則第39条第5項に基づき、主任者は、特定放射性同位元素の所持に係る報告書を毎年3月31日に所持している特定放射性同位元素について作成し、委員長を経て、学長に提出しなければならない。
- 8 学長は、前項の規定により提出を受けた特定放射性同位元素の所持に係る報告書同日の翌日から起算して3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事故時の措置及び報告)

**第31条** 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに主任者又は管理区域責任者に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が生じた場合
- (2) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩した場合
- (3) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩した場合（漏洩の程度が軽微な場合を除く。）
- (4) 管理区域に立ち入った者が、次に掲げる場合のように異常に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
  - イ 放射線業務従業者が、実効線量限度若しくは等価線量限度を超えて被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
  - ロ 一時的に立ち入る者が被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
- (5) 放射性同位元素等に火災が起こり、又は放射性同位元素等に延焼のおそれがある場合
- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのある場合
  - イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所における線量
  - ロ 管理区域の境界における線量
  - ハ 事業所の境界における線量
- (7) 前各号のほか放射線による事故が発生し、又は発生したおそれがある場合
- (8) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあった場合で、次の線量を超え、又は超えるおそれのあるとき。
  - イ 放射線業務従事者：5mSv

ロ 放射線業務従事者以外の者：0.5mSv

- 2 主任者は、前項の通報があったとき又は自ら前項に掲げる事態を発見したときは、直ちに施設の長に連絡しなければならない。
- 3 施設の長は、主任者をして極力原因の調査に努めさせ、応急の措置を講じさせるとともに、直ちに学長に報告しなければならない。
- 4 第1項により通報を受けたときは、主任者は、関係者から事情を聴取し、適切な措置を講じるとともに、直ちに施設の長に報告しなければならない。
- 5 学長は、第3項の報告を受けたときは、その旨を直ちに、又はその状況及びそれに対する措置については10日以内に、それぞれ原子力規制委員会及び所轄の労働基準監督署長に報告するとともに、警察署に届け出るものとする。

(地震等の災害時における措置)

**第32条** 大津市若しくは草津市において、大規模自然災害(震度5以上の地震、風水害による家屋全壊(1階天井までの浸水、台風や竜巻等による家屋全壊))が発生した場合又は放射線施設に火災が発生した場合、管理区域責任者は、次の各号及び主任者の指示により措置しなければならない。

- (1) 災害等の事態を発見した者は、安全を確保した後、直ちに管理区域責任者に通報し、その指示に従い速やかに施設の点検を行うものとする。
- (2) 管理区域責任者は、前号の点検結果を速やかに主任者に報告しなければならない。
- (3) 委員長は、放射線施設の状況を速やかに施設の長に報告するとともに、可能であれば安全委員会を開催する。
- (4) 施設の長は、主任者をして、R I法施行規則第29条第1項に基づく応急の措置を講じさせるとともに、学長に通報するものとする。
- (5) 学長は、前号の通報を受けたとき、状況を判断し、直ちに所轄の消防署及び警察署へ通報し、遅滞なく原子力規制委員会に届け出るとともに、所轄の労働基準監督署長に報告するものとする。
- (6) 施設の長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、状況に応じて健康診断を受けさせなければならない。
- (7) その他措置の実施に関し必要な事項は別に定める。

(放射線障害発生時の情報提供)

**第33条** 事故等の報告を要する放射性障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、学長に報告した上で、総務課企画課を通じて大学ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより、公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問い合わせに対応するため、総務企画課に問い合わせ窓口を設置するものとする。

- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染状況等による事業所外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
- (4) 応急措置の内容
- (5) 放射線機器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止対策  
(業務の改善)

**第34条** 施設の長は、放射線取扱業務の安全性を向上させるため、安全委員会に、別に定める施設点検及び評価項目に従った業務の評価を行わせるものとする。

- 2 主任者は、定期的に管理区域責任者及び放射線業務従事者から聴取を行い、安全委員会を開催して協議しなければならない。
- 3 施設の長は、前項の結果を踏まえて学長に報告し、必要と認めるときには主任者に改善策を講じさせなければならない。

## 第6章 雑 則

(具申事項)

**第35条** 施設の長は、放射線業務従事者が主任者の命令等を受けたにもかかわらず、この規程の定めるところに著しく違反し、又は違反するおそれがある場合は、安全委員会に報告するものとする。

- 2 安全委員会は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、学長に対しその放射線業務従事者の放射線作業の制限、禁止等の措置について具申するものとする。
- 3 施設の長は、その放射線施設において放射線障害の生じるおそれがあると認めるときは、安全委員会に報告するものとする。
- 4 安全委員会は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、学長に対し当該施設への立入禁止、閉鎖等の措置について具申するものとする。

(事務)

**第36条** 放射線障害予防に関する事務は、研究推進課において処理する。

(実施規程)

**第37条** この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月16日から施行する。

別図1 安全管理組織

### 滋賀医科大学医学部附属病院放射線安全管理組織図

